

平成 24 年度第2回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議  
委員発言概要

(1) 県DV防止対策関係事業について

(兼光委員)

資料2の7ページ「2退所後の状況」に、「帰宅」という項目があるが、帰宅された後はどのような対処をしているのか。

(子育て支援課)

一般論としては、帰宅される条件が整ったため、自宅や実家に帰られているので、その時点では問題がないということになるが、DVの場合は、一旦収まったように見えても再び同様な行為が行われることが多いため、婦人相談所でも十分にフォローしているところである。帰宅後に何かあった場合は、婦人相談所や警察に報告や届出をするなど、相談をしていただきたい。

(兼光委員)

本人に動いてもらうということか。

(子育て支援課)

基本的には、一時保護所やさつき寮を出られた方については、本人に委ねているのが現状である。

(稲見委員)

今度、新居浜市に配偶者暴力相談支援センターができることになったが、昨年10月、11月に、新居浜市の研修(DV被害者支援相談員養成講座)に参加した。私たちもDVの啓発活動を行っているが、研修では素晴らしい講師陣がそろっていて、基本から勉強するべきだと感じた。

また、県主催の「配偶者からの暴力相談担当職員研修」が県男女共同参画センターで開催されたが、石本宗子さん(久留米市男女平等推進センター:コーディネーター)の講演が素晴らしかった。実践をやっている方で、頭でものを言っておらず、このような講師が愛媛にもおられたらなと思う。新居浜市の研修で講師をされていた長谷川京子さん(弁護士)や川畑真理子さん(とよなか男女共同参画推進センター:事業課相談担当主任)等、実際にやっている方たちの話は聞いて役に立つ。次年度の講師の選定に当たっては、こうした方々も念頭に検討していただきたい(要望)。

(子育て支援課)

石本宗子さんについては、何年前にも来ていただいたが、その時の講義の内容が非常に良かったため、是非にとお願いしたところ快くお引き受けいただいた。実際に話を

聞いて、地に足がついたというか、かなり修羅場もくぐられているという感じで、非常に有意義な内容だったと思う。来年度以降も、委員の方から、どのような講師がいるのか教えていただきながら、県内の相談員の資質向上につながるような実践的な講義内容となるよう取り組んで参りたい。

## (2)DV防止対策連絡会の協議内容について

(宮崎委員)

DVの証明書等が不適切な形で利用されているのではないかという点について、そういった件数が県内でも増えているのか。

(男女参画課)

そのような件数が増えているという話ではなく、そのような使われ方をされたという報告があったものである。

(中村委員)

どのような目的で使われたのかを、把握している範囲で教えて欲しい。

(男女参画課)

議題を提案した男女共同参画センターでは、DVの証明書等の不適切な請求をするケースとして、離婚協議など、家族会議の場で親族等を説得する材料に使いたい場合や、家庭裁判所での離婚調停などを有利に進めたい場合、離婚後に元パートナーの子供への面接交渉を制限したい場合等のケースを挙げられていた。

(稲見委員)

実際に、家庭裁判所の調停委員から、被害者が暴力を振るわれたため、すぐに病院や警察に駆け込んで、それを離婚の調停に安易に用いていると思われるケースがあると聞いている。しかし、調停委員がDVを十分に理解していない場合もあるので、一概には言えないところがある。

(宮崎委員)

加害者とされる夫の側からすれば、離婚は止むを得ないが、子供に会わせない材料にされる可能性があることが一番困る。これは、DVの防止や被害者の保護とは全く違う問題なので、家庭裁判所の裁判官や調停委員に理解を深めていただくしかないと思う。

(市川委員)

保護命令が出されるケースは結構あるが、実際に相談者(加害者)に聞くと、保護命令が出るようなことはしていないと言われることもあり、中には、相談に来られた段階で、こういう形で反論書を出しなさいと言ったところ、結局保護命令が出なかった案件もある。

保護命令が出てしまうと、夫は妻に対して、暴力を振るっているという事実上の推認がされてしまうので、実際の訴訟の中でそれを覆すのは楽ではない。実際にお話を聞いていると、言われるほどのことではないと思われる場合もあるが、命令が出ているか否かで大きな違いがある。

離婚を考えている女性は、何かあった時には必ず診断書を取っており、いよいよという場合は、「こういう形で暴力を受けて、こういう診断書もあります。」という形で出されることが多い。大きな傷害であれば別だが、軽く赤くなっただけでも、これは打撲があったということで全治3日、4日になる。そうすると、暴力があったという事実上の判断をされてしまうことになるので、そういう実態を、家裁の裁判官や調停委員の方に理解していただきたいと、最近、特に感じるようになった。

(兼光委員)

相談されたときに、離婚を前提に考えている方に対しては、具体的な資料としてメモすることを勧めている。「言葉だけでは忘れるし、どんなことがあったか分からないので、日記のように書いて、どういうことがあったか積み重ねをして下さい。」とか、「いつでも出られるように荷物をまとめておいて下さい。」とアドバイスを行っているが、それが仇になることもあるのかなと少し心配になった。

以前、被害者である妻が、精神的に動揺して、警察に駆け込み、結果的に保護命令が出されたことがあったが、そんなにひどい状態ではなかったにもかかわらず、加害者である夫がひどいことをしているという話が広まってしまった。詳しい調査をしてから、保護命令を出して欲しいと言われた方がいたので、その辺は難しいところだなと思う。

(宮崎委員)

加害者とされる男性の言い分を全く聞かないわけではないが、どの程度調査するかというのは難しいところがあると思う。

(稲見委員)

子どもと別れた父親を会わせるというのは、一般的には良いイメージがあるが、子どもの目の前で父親が暴力を振るい、恐ろしくてたまらないので、母親が子供を連れて逃げたような場合、子どもを父親に会わせるというのはあまりにも酷であるし、本当に子どもが父親に会いたがっているのかということもあるので、本当に難しい。

(中村委員)

資料1の3ページ「3 男女共同参画センター管理委託費」というところで、約2,000件の相談があるが、相談員3名や臨床心理士、弁護士など、チームで対応しているということでのいいのか。

(男女参画課)

相談員が個人で対応するというよりは、組織、チーム全体で対応するという体制を取っている。

### (3)意見交換

(稲見委員)

#### <デートDV出前講座の実施状況の報告>

講座を開催した学校では、「女性の3人に1人が被害経験がある」という内閣府の調査結果が信じられないと言われた校長もいたが、中学生からやってはどうかと勧めていただいた校長もいた。できれば、男女交際が始まる中学校3年生くらいから講座をやりたいと思っている。

私たちは、予算がないので、なかなか思い切ったことができないが、県が作成した資料を配布したり、DVDを上映したりして、生徒からは、「よく分かった」、「これから気をつけたい」、「コミュニケーション能力を身につけたい」などの感想をいただいている。まだ受け入れてもらえない学校もあるが、教育者にこそ学んで欲しいと思っている。

また、看護師や保健師など、将来DVに関わるような仕事に就かれる人たちには、DVの影響がどのように出てくるのかを知って欲しい。

講座の実施状況は資料のとおりであるが、年度当初に、講座を実施する学校を県と分担しながら取り組んでいる。

(兼光委員)

#### <民間支援団体における活動と課題の報告>

私たちDV被害者サポートセンターは、ボランティアグループであり、助成金等を資金に、草の根レベルの活動を目標にして活動している。

DVについては、夫婦間の暴力だけにとらわれず、夫婦間の暴力行為を見ている子供への心理的虐待や、高齢者への影響など、「ファミリーバイオレンス」という観点で活動を広げていかなければならないと思っている。

DVという言葉を出すと敬遠されることもあり、講義の題目をDVと表現せず、柔らかい表現に改めることもあるが、それぞれの地域で活動している相談員を呼んで、まず地域の実態を、その後で、一般論や事例を交えながら話してもらう形態をとっている。

DVも扱っているという団体があれば、連携を取って、共催という形で勉強会を設けるなどのつながりを通して、線が結ばれていくという活動が大切だと思っている。

(佐伯委員)

DVがあっても、家庭内のことだからと隠そうとするため、民生委員にも分からない部分があり、表面に出ていないものが大分あると思う。表面化していないものを掘り下げて見つけ出すことは難しいが、民生委員もDVの研修を受けるべきだと思う。

(中村委員)

修士の学生(助産師)が、デートDVを研究のテーマに挙げて、医療関係の学生を対象に調査を行っており、学術的な分析をしたデータがもうすぐオープンにできると思うので、皆さんの活躍の場にデータを提供できればと思う。

(稲見委員)

DVIはDVだけではない。親のDVを見て育つと、子供がDVをやるようになる。

いじめ、パワハラ、セクハラ、児童虐待、高齢者虐待などは、一本の線でつながっていると思うが、対応はバラバラで行われている。短絡的にとらえたのでは解決にならない。

(宮崎委員)

それは縦割りの問題であり、最後の処理の仕方がDVか高齢者虐待か児童虐待かの切り分けになってしまっている。

相談する場所は全体を通じてどこでもいいという体制ができれば、そこからのルートはできると思うので、検討していただきたい。

特に、民生児童委員は、地域の中で起こる暴力やいじめの問題など、色々なものが集まってきやすいところだと思うので、そこからどのように繋いでいけばいいのか、DVだけでなく、高齢者虐待や児童虐待も含め、家庭内の暴力の問題ということで、研修等をやってもらったのが効果的ではないか。

(市川委員)

弁護士会で、犯罪被害者の支援委員会の委員をやっており、その関係で、「心の支援センターえひめ」で理事もやらせてもらっている。弁護士会の中で、被害者支援を積極的にやる先生がどれほどいるかということ、結局は、引っ張る方がどれぐらいの情熱を持って活動に携わるか、そういう方が核になると活性化した活動になるが、そういう方がいない場合は活動が停滞してしまうので、熱意を持った方を育てることが一番大事だと思う。

(高橋委員)

地域包括支援センターで仕事をしているが、相談者が婦人相談所に行っても、「それは虐待だから地域包括支援センターに相談して下さい」と言われ、回ってくることがある。完全に縦割りになっていて、なかなか相談窓口に行き着かないこともあるので、DV、虐待と区別せずに広く活動していくことが必要だと思う。そのあたりを県として取り組んでいただきたい。

今年度からDV防止対策推進会議に出席して、協議会に持ち帰って話をすると、DVというよりは高齢者虐待の中でどう考えるかということで、みんなで考えてもらう機会もできているので、そのような場で広げていきたい。

(中村委員)

患者さんが入院してから退院して生活するところまで、あるいは予防までフォローアッ

プしていく医療コーディネーターのような役割を、どのように構築していくかが課題である。コーディネーター的な機能を持ち、熱意があって、知識もある人を育てていくことが必要だと思う。

(宮崎委員)

必ず連携ということが言われるが、ことが起こってからしか動かないところがあるので、事前に繋がりを持って対応していただきたい。